

長岡京市文化振興及び普及事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、芸術・文化の創造活動を奨励、振興及び育成し、すぐれた芸術・文化の公開を行うとともに、京都府並びに向日市、長岡京市及び大山崎町の文化事業に協力し、乙訓地域における豊かな文化の振興及び普及に寄与するため、公益財団法人京都府長岡京記念文化事業団（以下「事業団」という。）の事業に要する経費の補助については、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、事業団の運営又は事業に要する経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 事業団職員の人件費
- (2) 事業団の施設管理費
- (3) 文化振興及び普及事業費
- (4) 事業団設立時における調度備品

(補助金の額)

第3条 前条に係る補助金の交付金額は、当該年度の長岡京市一般会計歳出予算額の定める範囲内とする。

(交付の申請)

第4条 事業団は、長岡京市文化振興及び普及事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、毎年4月15日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市文化振興及び普及事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により事業団に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、事業団の運営に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (4) 事業完了後、当該年度の3月末日までに長岡京市文化振興及び普及事業終了報告書を提出すること。
- (5) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことができること。
- (6) 補助金が目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させること。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を整え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(事業計画の変更及び承認)

第6条 前条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた事業団が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市文化振興及び普及事業計画変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市文化振興及び普及事業計画変更承認書兼変更交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第7条 第5条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた事業団は、事業の完了後、長岡京市文化振興及び普及事業終了報告書(様式第7号)に次の書類を添付して、当該年度の3月末日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第8条 市長は、前条の事業終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市文化振興及び普及事業補助金確定通知書(様式第10号)により、事業団に通知するものとする。

(請求及び交付)

第9条 前条の規定による確定通知を受けた事業団は、長岡京市文化振興及び普及事業補助金交付請求書(様式第11号)により請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、事業団に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第10条 市長は、事業団に対し、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする場合は、長岡京市文化振興及び普及事業補助金概算交付請求書（様式第12号）に交付決定通知書の写し及び概算交付を必要とする理由を付して市長に請求しなければならない。

3 前項の規定に関わらず補助見込額について2回以上分割して概算交付を受けようとするときは、長岡京市文化振興及び普及事業補助金概算交付請求書（様式第12号-2）に初回の概算交付請求書の写しを添付して、第2回以降の請求をすることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 事業団が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) この要綱に違反した場合

(2) 補助金を目的外に使用した場合、不当に使用したと認められる場合又は使用しなかった場合

(3) 補助金の交付に付した条件に違反した場合

(4) 補助金の経理状況が不相当と認められる場合

(5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に添わないと認められる場合

2 前項の規定により取り消し、又は変更する場合は、長岡京市文化振興及び普及事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により事業団に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により取消し等を行った場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて長岡京市文化振興及び普及事業補助金返還命令通知書（様式第14号）により事業団に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の返還において納期限までに実施されなかったときは、事業団に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

（補助金の経理）

第13条 事業団は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助事業完了の日の属する年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。